

入農第431号  
令和6年9月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

入間市長 杉島理一郎

市町村名 (市町村コード)	入間市 (112259)
地域名 (地域内農業集落名)	金子地区 (根岸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

近年の高齢化や後継者不足等により、茶栽培農家は大きく減少しており、狭山茶の特徴である生産、製造、販売までの一貫した経営形態をとる経営体も減少している。

## 【地域の基礎的データ】

農業者:21人(うち法人2経営体)

主な作物:茶、野菜

## (2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物である茶においては中心経営体の中でも規模拡大の意向のある経営体を中心に集積を図る。集積、集約にあたっては、出し手の規模等の情報を収集し、担い手の生産性、効率性を考慮した農地情報の提供に努める。

また、露地野菜については、中心経営体のほか新規就農者や担い手への農地の情報提供を行い、維持向上を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者を中心に意欲ある担い手への集約を図るため、農地中間管理機構を活用する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

中間管理機構を活用する法人や農業者と連携を取りながら集約化を進める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

未定

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市、JA、農業法人、農業者等が連携し、地域内外から多様な経営体を募集・育成する。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農業支援サービス事業者等の参入があった場合には委託も視野に入れて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

公共団体から発出される情報を漏れなく取得し、最新の鳥獣被害防止対策を実施していく。